

平成30年3月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成30年3月26日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 平成30年3月26日(月)午後3時30分から午後4時12分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員 (23人)

会長：1番：花野 隆雄	会長代理：2番：南波 快和
委員：3番：榎本 太	委員：4番：西奈美 公平
委員：5番：水澤 正明	委員：6番：大沼 和雄
委員：7番：松村 智	委員：8番：増子 強
委員：9番：榎本 喜作	委員：10番：佐藤 陽子
委員：11番：白塚 幸二	委員：12番：川上 勝之
委員：13番：馬場 勝	委員：14番：森田 謙
委員：15番：緒形 文一	委員：
委員：17番：小熊 威	委員：18番：南波 雅子
委員：19番：小泉 六助	委員：20番：桐生 正男
委員：21番：忠 貞夫	委員：22番：佐藤 常男
委員：23番：羽田野 正明	委員：24番：田村 信秀

4 欠席委員(1人)

16番：志村 政美

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 胎内市農業委員会会議規則の一部改正について

第6号議案 胎内市農業委員会事務局設置規則の一部改正について

第4

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の該当による用地買収について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、参事：南波明、主任：阿部正彦

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、平成 30 年 3 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は 23 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、11 番白塚幸二委員、12 番川上勝之委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしてございますのは、2 月の総会以降の行事等の内容でございます。</p> <p>3 月 2 日、農業委員会北蒲原郡市連絡協議会農業委員会研修会が聖籠町文化会館で開催され、18 名の委員さんに参加していただきました。</p> <p>3 月 15 日、第 24 回常設審議委員会が JA 新潟ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>3 月 16 日、認定農業者会総会が中条グランドホテルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>3 月 19 日、3 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、4 班の委員の皆様に案件を審査していただきました。</p> <p>3 月 22 日、チューリップフェスティバル実行委員会が 301 会議室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>同日、農家組合長説明会が産業文化会館で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第 3、議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 1 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>第 1 号議案は、譲渡人の要望による贈与であります。</p> <p>この案件は、本郷地内の田を親子間で贈与するものでありますが、譲渡人が所有する農地は申請地だけであることから、相続時精算課税制度を利用する予定となっております。</p> <p>以上、第 1 号議案につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 1 号議案の事前審査結果について、21 番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

21 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る3月19日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、4班委員6名及び事務局2名で事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、譲渡人の要望による贈与であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第1号議案については、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>第2号議案は、きのこ栽培施設を整備するための転用であります。</p> <p>申請人につきましては、現在、別の場所できのこ栽培を行っているのですが、規模を拡大するために転用したいとして、申請されたものであります。なお、農業用ハウス内部の全面をコンクリート張りにする場合でも、農業委員会に事前に届けることによって、転用許可を必要としなくなる法案が国会で審議されているところでありますが、きのこ施設は除外の方向で検討されているもようであります。</p> <p>以上、書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、21番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

21 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、きのこ栽培施設を整備するための転用であります。</p> <p>現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>
3 番	<p>きのこ施設のほかに除外になるものはありますか。</p>
事務局	<p>畜産施設だったと思います。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
3 番	<p>はい。</p>
議長	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案については、事前審査委員長報告のとおり、県農業会議に諮問せずに許可することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第2号議案は県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案をご説明いたします。</p> <p>第3号議案は、個人住宅建設のための転用が2件、宅地拡張のための転用が1件、駐車場等の整備のための転用が1件、山砂採取及び搬出路として利用するための一時転用が1件であります。</p> <p>1番の案件は、あかね町地内の第3種農地である休耕畑に個人住宅を建設するための転用であり、売買価格は坪〇〇〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、東本町地内の第3種農地である休耕畑に個人住宅を建設するための</p>

	<p>転用であり、宅地と農地を併せた売買価格はおよそ坪〇〇〇〇円であります。3番は、東本町地内の休耕畑を宅地拡張のために転用するものであり、売買価格は坪〇〇〇〇円、総額で〇〇〇〇円であります。申請地は、以前に近隣を開発した際に分筆され、登記地目が畑として残っていたものであります。この度、近隣が造成された際にその存在がわかり、申請されたものであります。4番は、西本町地内の休耕田を駐車場等に整備するもので、売買価格は坪〇〇〇〇円であります。5番は、築地地内の農用地区域内の畑において山砂を採取するための一時転用で、今年の10月19日付けで許可をした事業に搬入路部分の437㎡を追加するものであります。申請地は、本事業の隣で山砂を採取している事業者が、搬入路として一時転用の許可を得て利用していたため、本事業の当初の申請には含まれていませんでしたが、隣の事業が完了し、本事業の搬入路として利用を開始するため、申請があったものであります。なお、昨年4月の総会において同様の案件をご審議頂きましたが、その際に、県農業会議への諮問が必要か否か県農業会議に確認したところ必要との回答であったため、その案件は県農業会議に諮問いたしました。この度の申請に関してあらためて県農業会議に確認したところ、追加部分が3,000㎡を超えず、かつ事業の目的も変わらなければ諮問の必要はないとの回答でありましたので、本案件はそうに進めさせていただきます。</p> <p>以上、書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の事前審査結果について、21番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
21番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案は、個人住宅建設のための転用が2件、宅地拡張のための転用が1件、駐車場等の整備のための転用が1件、山砂採取及び搬出路として利用するための一時転用が1件であります。</p> <p>事前審査会ではいずれの案件も許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>
	<p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案については、事前審査委員長報告のとおり、県農業会議に諮問せずに許可することにご異議ございませんでしょうか。</p>

	(異議・なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第3号議案は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>第4号議案は、本総会出席委員に係る案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>初めに第4号議案の1番から81番を審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の1番から81番をご説明いたします。</p> <p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>第4号議案の1番から81番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが20件、円滑化事業により賃借権を新規に設定するものが3件、同じく再設定するものが1件、賃借権を新規に設定するものが19件、同じく再設定するものが37件、使用貸借による権利を再設定するものが1件であります。</p> <p>1番から6番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は1番から5番が21,000円、6番が20,000円であります。</p> <p>議案書5ページをお願いします。</p> <p>7番から12番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は13,000円から16,000円であります。</p> <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>13番から18番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は5,000円から17,000円であります。</p> <p>議案書7ページをお願いします。</p> <p>19番と20番は、中間管理事業により10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は20,000円であります。</p> <p>21番から23番は、農地利用集積円滑化団体を代理人として、認定農業者に5年間又は10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は17,000円から21,000円であります。24番は、農地利用集積円滑化団体を代理人として、認定農業者に5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は18,000円であります。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>25番から30番は、労力不足を理由として、認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は23,000円であります。</p> <p>議案書9ページをお願いします。31番から36番は、労力不足を理由として、認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は31番、32番、35番がそれぞれ23,000円、14,000円、16,000円、33番、34番、36番がそれぞれコシヒカリ90kg、60kg、120kgであります。</p> <p>議案書10ページをお願いします。</p> <p>37番から42番は、労力不足を理由として、認定農業者に5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は38番と39番が15,000円、37番、</p>

	<p>40番、41番、42番がそれぞれコシヒカリ 90kg、80kg、80kg、58kg であります。 議案書 11 ページをお願いします。</p> <p>43番から 48番は、労力不足を理由として、認定農業者に 3年間から 7年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 43番から 46番が 22,000 円又は 21,500 円、47番がコシヒカリ 60kg、48番が 17,000 円であります。 議案書 12 ページをお願いします。</p> <p>49番から 54番は、労力不足を理由として、認定農業者に 10年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 49番から 51番が 16,000 円又は 28,000 円、52番から 54番がコシヒカリ 120kg 又は 90kg であります。 議案書 13 ページをお願いします。</p> <p>55番から 60番は、労力不足を理由として、認定農業者等に 3年間から 9年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 15,000 円から 18,000 円であります。 議案書 14 ページをお願いします。</p> <p>61番から 66番は、労力不足を理由として、認定農業者等に 9年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 15,000 円であります。 議案書 15 ページをお願いします。</p> <p>67番から 72番は、労力不足を理由として、認定農業者に 3年間又は 9年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 4,233 円から 15,000 円であります。 議案書 16 ページをお願いします。</p> <p>73番から 78番は、労力不足を理由として、認定農業者等に 4年間又は 5年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 37kg から 90kg であります。 議案書 17 ページをお願いします。</p> <p>79番は、労力不足を理由として、認定農業者に 6年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 15kg であります。</p> <p>80番は、労力不足を理由として、認定農業者に 6年間の使用貸借による権利を再設定するものであります。</p> <p>81番は、労力不足を理由として 10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 23,000 円であります。</p> <p>以上、いずれの案件も、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の 1 番から 81 番の事前審査結果について、21 番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
21 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の 1 番から 81 番は、中間管理事業により賃借権を新規に設定するものが 20 件、円滑化事業により賃借権を新規に設定するものが 3 件、同じく再設定するものが 1 件、賃借権を新規に設定するものが 19 件、同じく再設定するものが 37 件、使用貸借による権利を再設定するものが 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりで、事前審査会ではいずれの案件も承認相</p>

	<p>当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の1番から81番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。第4号議案の1番から81番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、第4号議案の1番から81番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案の82番と83番を審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p>(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の82番と83番をご説明いたします。</p> <p>82番と83番は労力不足を理由として認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ120kgであります。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の82番と83番の事前審査結果について、21番忠貞夫事前審査委員長から審査結果の報告をお願いします。</p>
21番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の82番と83番は、賃借権を再設定するものであります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の82番と83番について、事務局及び事前審査委員長から説明</p>

	<p>並びに報告がありました。この件について、質疑を行います。 ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第4号議案の82番と83番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 それではここで、議事参与により退室した委員に、入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第4号議案の82番と83番については、承認することに決定いたしました。 次に、第5号議案「胎内市農業委員会会議規則の一部改正について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案をご説明いたします。 農業委員会会議規則の主な改正内容につきましては、4月からの新体制移行に伴い、農地利用最適化推進委員に関することを追加した他、文言整理を行うものであります。 議案書19ページをお願いします。推進委員さんに関することにつきましては、表の左側の欄、第3条の総会の日時等を通知すること、第4条の欠席する場合は届け出ていただくこと、第9条の総会における発言に関することを追加いたしました。その他は、実態にあわせた文言整理が主なものであります。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第5号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、質疑を行います。 ご質疑願います。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>ご質疑がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決します。第5号議案「胎内市農業委員会会議規則の一部改正について」は、承認することにご異議ございませんか。</p>

	(異議・なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、第5号議案「胎内市農業委員会会議規則の一部改正について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第6号議案「胎内市農業委員会事務局設置規則の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第6号議案をご説明いたします。</p> <p>農業委員会事務局設置規則の主な改正内容につきましては、事務局の事務を実態に合わせたことと、会長並びに事務局長の専決できることを明確にすること等であります。</p> <p>本日お配りした議案の議案書の3ページをお願いします。表の左側の欄、別表第1は事務局が行う事務であります。4ページをお願いします。別表第2は会長の専決事項であります。届出の受理や事実に基づく証明書の交付、市長部局における副市長の専決事項として定められているもののうち、事務局に関連するものなどを会長の専決事項といたしました。5ページをお願いします。別表第3は事務局長の専決事項であります。これは基本的に、市長部局の課長の専決事項にあわせたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第6号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、質疑を行います。</p> <p>ご質疑願います。</p>
	(質疑・なしの声)
議長	<p>ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決します。第6号議案「胎内市農業委員会事務局設置規則の一部改正について」は、承認することにご異議ございませんか。</p>
	(異議・なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。よって、第6号議案「胎内市農業委員会事務局設置規則の一部改正について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第7号議案「胎内市農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第7号議案を説明いたします。</p> <p>本日お配りした議案書7ページをお願いします。</p> <p>胎内市の人事異動内示に伴い、4月1日付けで異動発令となります農業委員会事務局職員の転出及び転入に関する案件であります。</p> <p>異動する職員は、農業委員会の職を免ずる者として、商工観光課へ転出する〇〇と</p>

	<p>健康づくり課へ転出する〇〇でありまして、農業委員会に4月1日付けで転入し、農業委員会事務局職員として任命される者は、事務局長代理の係長となる財政課の〇〇〇〇、健康づくり課の〇〇〇〇であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議長 第7号議案は、人事に関する案件でありますので、質疑を省略し採決することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
	<p>議長 異議なしと認めます。</p> <p>よって第7号議案は質疑を省略し採決します。</p> <p>第7号議案については、承認することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議・なしの声)</p>
	<p>議長 異議なしと認めます。</p> <p>よって第7号議案は承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で、日程第3の第1号議案から第7号議案までの審議を終了いたしました。</p> <p>次に日程第4の報告第1号「農地法第5条第1項第7号の該当による用地買収について」事務局から説明します。</p> <p>事務局説明願います。</p>
	<p>事務局 報告第1号をご説明申し上げます。</p> <p>議案書22ページをお願いします。</p> <p>報告第1号は、国や地方公共団体などが道路や河川の用地とするために農地を取得する場合等、転用許可が不要とされているものについて、実績をご報告するものであります。</p> <p>1番は、国道290号用地として国が用地買収したものであります。</p> <p>2番は、国道290号用地として県が用地買収したものであります。</p> <p>議案書24ページをお願いします。</p> <p>3番は、県道用地として県が用地買収したものであります。</p> <p>4番は、市道用地として市が用地買収したものであります。</p> <p>以上で報告第1号の説明を終わります。</p>
	<p>議長 以上で日程第4の報告を終わります。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了致しました。</p> <p>これを持ちまして、平成30年3月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

平成30年3月26日

議長

---

11番

---

12番

---